

5. 一次エネルギー消費量の算定に関する質問

<p>Q 5-01</p>	<p>一次エネルギー消費量を算定する際、対象となるのはどのような取り組みでしょうか。</p>
<p>A 5-01</p>	<p>基本的に平成28年制定の建築物省エネルギー基準における住宅の一次エネルギー消費量に関する基準の計算において、計算対象となるものになります。平成28年省エネルギー基準における具体的な計算方法等は下記のホームページ等を参照ください。</p> <p>■国立研究開発法人 建築研究所「建築物のエネルギー消費性能に関する技術情報」 http://www.kenken.go.jp/becc/index.html</p> <p>なお、平成28年度事業については、従前の例とされた「エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準」による一次エネルギー消費量の算定方法（以下、平成25年省エネ基準一次エネルギー消費量算定方法とする）に準拠した方法で一次エネルギー消費量を評価することも可とします。この場合、一次エネルギー消費量の算定において対象となる設備等の取り扱いは同基準に準ずるものとします</p>
<p>Q 5-02</p>	<p>評価委員会で、提案する住宅の一次エネルギー消費量を概ねゼロとするものと同様以上と認められるものとして申請する場合、一次エネルギー消費量の計算はどのようにすればよいのでしょうか。</p>
<p>A 5-02</p>	<p>算定要領で定めた計算方法で計算可能な範囲（平成25年省エネ基準準拠の評価方法で計算可能な範囲）については、所定の方法による一次エネルギー消費量の計算結果を添付して申請してください。また、所定の方法で計算のできないものについては、別途、提案する技術、取り組みの一次エネルギー消費量の削減効果を所定の様式（別添様式）に具体的に記載してください。</p>